

あさひかわ

市議会

ASAHIKAWA CITY COUNCIL NEWS

だより

発行：旭川市議会
編集：広聴広報委員会

〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地
TEL(0166)25-6380・FAX(0166)24-7810

旭川市議会ホームページアドレス
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/council/index.html>

CONTENTS

主な 内容

- 主な議案のあらまし……………2
- 一般質問……………3
- 大綱質疑……………6
- 補正予算等審査特別委員会……………6
- 第4回定例会に提出された議案と
その結果……………7
- 賛否の一覧……………7
- 請願・陳情……………8
- 議会の動き……………8
- 1年間の主な議会活動……………8
- 常任委員会・議会運営委員会・
広聴広報委員会の動き……………9

第91号

平成31年(2019年)
2月15日

議員研修会を開催！



昨年11月26日に市議会議場にて議員研修会を開催しました。

議員研修会は、旭川市議会基本条例に基づき毎年実施しているもので、企画や運営は議員が担っています。今回は「地域経済分析システムRESAS（リーサス）の活用について」を研修テーマとし、元・廿日市市副市長の川本達志氏を講師に招きました。

当日は、ビッグデータを活用した地域分析の手法や、客観的証拠に基づく政策立案の重要性などについて講義を受け、議員からは一般質問への活用の仕方の具体例などについて質問がありました。

旭川市議会では、今後も議会及び議員の政策形成機能の向上に努めていきます。

第4回定例会

主な議案のあらまし

平成30年第4回定例会を、12月6日から12月20日まで、15日間の日程で開催しました。

この定例会では、市長から提出された平成30年度各会計補正予算、条例の制定・改正、損害賠償の額を定めること、被表彰者の推薦、報告の計24件の議案と、議員から提出された条例の改正、議決変更、意見書の計11件の議案を審議し、いずれも原案どおり決定しました。

●補正予算

平成30年度一般会計に3億9,758万1千円を追加

今回の補正は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、動物園事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の補正です。

このうち一般会計の補正は、徴収事務費、ふるさと納税推進費、障害者自立支援給付費、老人福祉施設等整備推進補助金、保育所等ICT化推進費、飼料作物等受託作業整備費、穀類乾燥調製施設整備費、建築物耐震改修促進費、給料及び諸手当等であり、歳入歳出予算の総額それぞれに3億9,758万1千円を追加し、平成30年度一般会計予算の総額を、1,569億7,462万4千円とするものです。

●条例の制定・改正

○都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定

中心市街地への都市機能等の誘導を図ることを目的に、区域を限定し、平成31年1月2日から5年の間に、対象となる建物の新築等を行った場合に、当該建物の固定資産税を5年間2分の1に軽減するものです。

○職員の給与に関する条例の一部改正

職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率を国家公務員に準じて改定するとともに、災害への対処等に従事した管理職員に対して支給する管理職員特別勤務手当に係る規定を整備するほか、給与制度の総合的見直しにおいて抑制した昇給の一部回復について定めるものです。

○特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

国家公務員の給与改定に準じて改定される一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給率を引き上げるものです。

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

議員の期末手当の支給割合を特別職の職員と合わせることに伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合が改定された場合、それに伴い、議員の期末手当の支給割合が改定されるようにするものです。なお、本改正により、

平成31年度から期末手当の支給割合は減となり、支給額は議員全体で年間300万円程度の減額(議員34人として改正前後の比較)となります。

○市税条例の一部改正

軽自動車税の課税免除対象に、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が運転する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車を加えるものです。



○工業技術センター条例の一部改正

工業技術センターに新たに導入した3Dスキャナ及び3Dプリンタの使用料を定めるものです。

○市立小中学校設置条例の一部改正

旭川小学校の増改築に伴い、旭川小学校の位置を「旭川市東旭川町上兵村」から「旭川市東旭川南1条6丁目」に変更するものです。また、千代ヶ岡小学校を廃止し、西神楽小学校に統合するものです。

○公民館条例の一部改正

千代ヶ岡小学校を廃止することに伴い、同校に学校併設分館として設置している西神楽公民館千代ヶ岡分館を廃止するものです。

●その他

○功労者表彰条例に基づく被表彰者の推薦

多年にわたり市勢の伸展に寄与された功績が誠に顕著な次の方を功労者表彰条例に基づく被表彰者として推薦することに決定しました。

今津 寛 氏 秋月2条1丁目
木村 峰行 氏 永山10条9丁目

○議決変更

工事又は製造の請負契約のうち、議会の議決を経て契約を締結するものは、何らかの事由により契約金額を変更する場合、改めて議会の議決を経る必要があり、変更時期によっては速やかな対応ができないこともあるため、次の事項を市長が専決処分することができる事項に加えることとし、請負契約の円滑な履行を図るものです。

- ・議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の増額又は減額に係る変更契約であって、その増減額及び増減額の累計額が、当該議決を経た契約金額の10分の1の額(その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円)以内の金額に係るものを締結すること。



一 般 質 問

一般質問は、定例会で議案に関係なく、市政の諸問題や将来の見通しなどについて市の考えを聞くものです。第4回定例会では、12月11日から13日までの3日間にわたり14名の議員が質問しました。その中から主な質問と答弁をお知らせします。

今定例会の質問者(発言順)

- ① のとや 繁 (日本共産党)
- ・ 市長の政治姿勢について
 - ・ 国民健康保険について
 - ・ 公契約条例の検証と改善の方向性について
- ② 安田 佳正 (自民党・市民会議)
- ・ 高齢者福祉施設における食の支援について
 - ・ 生活困窮者の住居確保について
 - ・ 窓口業務について
 - ・ 新庁舎について
- ③ もんま 節子 (公明党)
- ・ 市長4選を果たしての決意について
 - ・ 旭川市総合庁舎建替基本設計(案)の見直しについて
 - ・ 向精神薬の適正使用について
 - ・ 空き家対策について
 - ・ 学校教育環境の充実について
- ④ 白鳥 秀樹 (民主・市民連合)
- ・ 4期目の市政運営と公約について
 - ・ 子育て支援について
 - ・ 共同墓の利用について
 - ・ 旭山動物園の現状と今後について
- ⑤ 石川 厚子 (日本共産党)
- ・ 市長の政治姿勢について
 - ・ 子育て支援施策について
 - ・ 公共施設等総合管理計画について
 - ・ 次期資源化施設について
 - ・ 東旭川学校給食共同調理所について
- ⑥ 林 祐作 (自民党・市民会議)
- ・ 業務の効率化とコスト削減について
 - ・ プログラミング教育について
 - ・ 冬まつりについて
 - ・ 低投票率と選挙管理委員会の立ち位置について
- ⑦ 上村 ゆうじ (自民党・市民会議)
- ・ 新庁舎建設
 - ・ 旭川空港国際線ターミナル
 - ・ 旭川ハーフマラソン
 - ・ 雪堆積場
 - ・ 職員の非正規雇用人数
 - ・ アプリ「まちもん」の活用
 - ・ 投票環境の充実
- ⑧ 久保 あつこ (虹と緑)
- ・ 職員意識調査の結果について
 - ・ 子育て支援と子どもの貧困対策について
 - ・ 第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(案)について
- ⑨ 高見 一典 (民主・市民連合)
- ・ 企業誘致について
 - ・ 観光とPRについて
- ⑩ 高木 啓尊 (民主・市民連合)
- ・ 産前・産後ヘルパー事業について
 - ・ 子どもたちの各種大会への派遣について
- ⑪ 金谷 美奈子 (無所属)
- ・ 旭川市総合庁舎建替基本設計(案)の見直しについて
 - ・ 「旭川市暮らしの便利帳」共同発行事業について
 - ・ 旭川市公共施設等総合管理計画における忠和テニスコートの将来像について
 - ・ 愛山溪山地事故における調査結果について
 - ・ 大雪アリーナの整備について
 - ・ カムイスキーリンクスの整備及び新たにメインカラーとした「ななかまどレッド」と今後の展開について
- ⑫ あずま 直人 (無所属)
- ・ ユネスコ・デザイン都市構想について
 - ・ 緑が丘・神楽岡のポプラ並木の伐採について
- ⑬ 松家 哲宏 (民主・市民連合)
- ・ 旭川空港の活用について
 - ・ JR北海道の路線維持問題について
 - ・ ヘイトスピーチに対する市の対応について
- ⑭ 山城 えり子 (虹と緑)
- ・ 旭川市のまちのイメージとプラスチック製品について
 - ・ 民生委員・児童委員制度と活動のあり方について
 - ・ 学校司書配置について

①公契約に係る実態調査

問 公契約条例に関する検討結果報告書では、市が発注する業務に従事する者の適正な労働環境を確保するため、業務従事者の賃金等の実態について調査する仕組みづくりが必要だと指摘されています。市は実効性のある調査を行う必要があるのではないのでしょうか。

答 公契約に係る実態調査については、建設工事から業務委託まで幅広い業種を対象とするのか、業務を絞り込むのかということや、調査対象事業者への周知方法や期間をどのようにするのかということなどが課題として考えられます。さらに、円滑な調査を継続するために事業者の事務負担軽減を考慮するなど、協力を得られやすい方法が望ましいと考えていますが、内容の確実性の高さも必要だと考えています。調査の方法などは、今後、報告書に基づいて検討していきます。【総務監】



②高齢者の食の支援

問 栄養士が、看護師や介護士など様々な職種と連携・協働することは、高齢者の食支援に効果が期待できると考えています。今後、高齢者福祉施設の利用者や在宅高齢者の食支援のため、知識、技術及びコミュニケーション能力を持った栄養士の養成に力を入れていく必要があると思いますが、市の考えを聞かせてください。

答 高齢化の進展に伴い、高齢者の栄養管理や食支援は、健康維持や生活の質の向上を図る上で課題となっています。この課題に対しては、栄養士が専門性を発揮するとともに、保健や医療、福祉や介護などの領域における専門職と連携することが必要だと考えています。そのため、より高い専門性と実行力を持った栄養士を育成し、栄養士の活動を通じて、栄養管理の質や食生活の向上を図っていくことが重要であることから、今後も、知識や技術を高める研修の充実など、栄養士の資質向上に向けた取組を進めていきます。【地域保健担当部長】

③新たな住宅セーフティネット制度

問 昨年、国は、住宅を確保することが困難な方への支援制度として、空き家などを活用した新たな住宅セーフティネット制度を創設しました。旭川市でも、高齢者、障害者、子育て世代などへの住宅確保支援を早急に進めるべきではないでしょうか。

答 国は昨年10月から、民間住宅の空き家・空き室を有効活用した、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を柱とする、新たな住宅セーフティネット制度を開始しました。

旭川市でも制度の普及促進を図るため、現在、不動産関係団体や居住支援団体などから御意見を頂きながら、「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の平成31年3月の策定を目指して作業を進めています。また、計画策定後も、引き続き関係団体とのネットワークの強化・充実を図りながら、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指していきます。【建築部長】

④共同墓の利用状況

問 平成30年9月から共同墓の供用を開始しましたが、利用状況はどのようになっていますか。また、今年度の利用状況から見て、今後の推移についてどのように考えていますか。

答 共同墓は年間200体、50年間で1万体の納骨が可能な施設として計画を進めてきたものです。平成30年度は、延べ45日間で、計298名の方が608体の遺骨を納められ、供用開始年度ということもあり、予想を超える使用申請がありました。通年で供用を行っていないこともあり、今後の利用者の推移を推計することは困難ですが、現在も次年度の利用に向けた申請や相談があり、今後も継続的に利用されるものと考えています。

共同墓については、利用状況や利用者の声などを踏まえ、市民のお墓として、モニュメント等の適正な保全管理にも努めながら、永く市民の皆様が親しまれる施設となるよう今後の管理運営に努めていきます。【市民生活部長】

⑤次期資源化施設の整備手法

問 缶・びん等資源物中間処理施設の整備に向けたPFI*等導入可能性調査の結果では、PFI手法の方が、市が財源確保から建設や運営まで行う公設公営方式と比較して、経済的な優位性が低いことが示されました。調査結果を受けて、今後どのように施設整備を進めていくのか聞かせてください。

答 今回の調査結果を受け、平成30年11月21日に開催されたPFI導入検討会議において、本事業のPFI手法による実施を見送ることが確認されたところです。

今回の調査で、公設民営のDBO*手法が、経済性や競争性のほか、作業員の安定的な雇用や、成果品の品質改善の課題解決などにおいて、最も高い評価となったことから、DBOを基本に考え方を整理し、今後策定予定の基本構想にまとめていきたいと考えています。【環境部長】



⑥投票率の向上策

問 つくば市で行われたネット投票の実証実験は、話題性があり、投票に行くきっかけづくりになったと思います。角度と手法を変えながら投票率の向上に努めるべきだと思いますが、市の考えを聞かせてください。

答 ネット投票は、投票の利便性や開票作業の簡素化に資するものだと考えていますが、原則としては投票所での投票が求められているため、実施は難しいと考えています。

平成30年11月の市長選挙では、前回の市長選挙の投票率を下回っています。現時点では、市長選挙が実施されて間もないため、まだ十分な検証はできていませんが、新たに有権者となった高校生に対して選挙の周知や模擬投票を積極的に行う取組を進めているところです。その効果も含めて、今後の投票傾向を検証しながら、投票率向上のための取組について検討していきたいと考えています。【選挙管理委員会事務局長】



⑦国際線定期便の誘致

問 旭川空港における冬期の国際線定期便の就航予定は、タイガーエア台湾とエバー航空による台北便のみであると聞いています。国際線定期便の今後の誘致活動はどのように進めていくのでしょうか。

答 まずは平成30年11月に決定したキャッチコピーや呼称を活用し、経済界、観光団体、航空会社と協力して、北海道のブランド力を前面に押し出し、道北の魅力と旭川空港の地理的な利便性・優位性をしっかりと発信していきたいと考えています。さらに、過去に定期便を運航していた中国や、昨年度の冬にチャーター便のあった香港、今年度にチャーター便の打診があったマカオ、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナムなど、今後訪日客の大きな伸びが期待できる東南アジア地域をターゲットに、トップセールスを通じた直接的かつ効果的なアプローチにも力を入れながら、道北地域が一体となった誘致活動に取り組んでいきたいと考えています。【地域振興部長】

⑧保育サービスの充実

問 保育サービス充実のため、支援を要する児童へのきめ細かな対応や、家庭状況や多様なニーズに柔軟に対応した保育サービスを提供するとのことですが、具体的な内容を聞かせてください。

答 近年は、医療的なケアを要する子どもや発達に遅れ等がありながらも医師の診断を受けておらず、特別支援保育の対象とならない子どもが増加傾向にあるため、保育に必要な体制や、子どもの早期療育につなげるための仕組みづくり等を進めていきたいと考えています。

一時預かり事業や、病児・病後児保育等のセーフティネットについては、対象年齢の拡大や更なる利便性向上を求める声を聞いているため、次期旭川市子ども・子育てプラン策定に向けた調査などにより、新たな市民ニーズを把握しながら、より利用しやすい保育サービスを提供できるように取り組んでいきたいと考えています。【子育て支援部長】



*PFI：Private Finance Initiativeの略。施設的设计、建設、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

*DBO：Design Build Operateの略。施設的设计、建設、運営等を、民間に包括的に委託する手法のこと。資金の調達は市が行う。

⑨動物園通り産業団地

問 平成30年度から新たに分譲を開始した動物園通り産業団地の立地促進に向け、市長が行うトップセールスを含め、企業誘致への意気込みを聞かせてください。

答 企業誘致は、首都圏を始めとする大都市圏から企業を呼び込み、雇用の創出や企業間取引の拡大を始め、地場産業の技術向上が期待できるなど、地域経済の活性化や、定住人口の増加にとって重要な施策だと考えています。

新たに造成した動物園通り産業団地は、地場の農産物を活用した食関連産業を始め、旭川地域の特性を生かした流通・IT関連産業の集積を進め、新たな雇用の創出を図っていきたくと考えています。今後はそのような企業が本市への進出を検討している場合は、企業ニーズを的確に捉え、機を逸することなく、市長が企業の本社を直接訪問するなどのトップセールスを強化し、1社でも多くの企業誘致を実現できるよう努めていきます。【市長】



⑩子どものスポーツ大会出場への補助

問 子どもは少年団等のスポーツチームで、スポーツを楽しみながら練習を積むことにより、国内外で活躍する選手に育っていくと思います。市では、スポーツ大会に出場する団体、選手等に対して出場経費の一部を体育大会選手派遣費補助金で補助していますが、小中学生に対する補助金額を増やしてはいかがですか。

答 体育大会選手派遣費補助金は、高い目標を持ちながら取り組んでいるスポーツ活動への支援として意義のあるものだと考えています。特に小中学生や高校生などの子ども世代に対しては、青少年の健全育成の促進にもつながる効果的なものであると考えています。現在、補助金額や要件については、世代間における内容の違いはありませんが、豊かな人生や社会の形成につながるスポーツ活動の充実を図る上で、今後も更に効果的な支援としていくため、他都市の事例などを研究しながら、その在り方について、検討していきます。【観光スポーツ交流部長】

⑪新庁舎建設の事業費

問 新庁舎の基本設計案が見直されました。見直し案における建設工事費の見込額は、建設単価の上昇と面積の増加により、税抜き額で118億円となり、基本計画時よりも26億円増加したということですが、財源の見通しを聞かせてください。また、事業費の増加により市民サービスは低下しないのでしょうか。

答 新庁舎建設事業費の財源は、主に市債ですが、2020年度までの時限措置となっている市町村役場機能緊急保全事業債を最大限活用できるよう、関係機関との協議を進めていきたいと考えています。

また同時に、事業費の更なる精査により、増加額を最小限に抑えることで、事業実施期間中の一般財源を抑制するとともに、将来の財政負担を軽減し、市民生活に影響を及ぼすことのないよう努めていきたいと考えています。【総合政策部長】



⑫緑が丘・神楽岡の街路樹伐採

問 平成31年1月に、緑が丘と神楽岡の境界にある市道で、街路樹のポプラとドロノキを合計64本伐採すると聞いています。一部からは、伐採を必要とする街路樹はもっと少ないのではないかという指摘がありますが、市ではどのように考えていますか。

答 当該箇所の街路樹については、一般財団法人日本緑化センターが認定登録する樹木医の有資格者により専門診断を行いました。その結果、外観診断により倒伏等の危険性が高いと判定されたものが16本、詳細診断により幹に腐朽、空洞化が認められ、非常に高い危険性があり、すぐに倒伏・枝割れにつながるおそれがあると診断されたものが48本であったことから、計64本について伐採するものです。これらについては、街路樹としての性格上、周辺の通行に危険を及ぼすおそれがあるため、伐採が必要であると考えています。【土木部長】



⑬JR北海道への支援

問 JR北海道の路線維持問題について、平成30年7月の国のJR北海道への監督命令では、鉄道施設の維持等への国の支援は地域の同水準の支援を前提とする考え方が示されましたが、市はどのように考えていますか。

答 平成30年9月4日と11月2日、国の監督命令やJR北海道の事業範囲の見直しに関する関係者会議等についての地域説明会が旭川市で開催され、国からは、地域鉄道への支援は全国統一の考え方によるものと説明がありました。しかし、広大な面積を持ち、積雪寒冷地である北海道においては、他府県の事例にあるような数十キロ程度の生活路線と同一視できるものではなく、同様の枠組みを当てはめようとする自体に問題があると考えています。市としては、北海道や地元自治体と連携し、国と地方が鉄道路線の性格に応じた役割分担をしながら、地域の実情に即した存続に向けた仕組みづくりを国やJR北海道に求めています。【地域振興部長】

⑭民生委員・児童委員の担い手不足

問 民生委員・児童委員は、地域福祉を推進する上で住民に1番近い相談窓口であり、地域に不可欠な存在ですが、高齢化、定年延長、雇用体制など社会情勢の変化によって担い手不足が深刻になると懸念されています。旭川市の担い手不足の現状と対応策を聞かせてください。

答 本市の民生委員・児童委員は、定員779名に対し、欠員は4名、充足率は99.5%となっており、地域の皆様の御尽力により、欠員数は最小限で推移しているところです。しかし、その一方で、後任者がなかなか見つからず、世代交代が進まないという声が聞かれることもあるため、幅広い年代層に民生委員・児童委員の役割の重要性を認識していただくことが課題だと考えています。また、担い手不足の解消に向けては、まずは広く地域福祉について、関心を持っていただくことが重要だと考えており、現在策定中の第4期地域福祉計画における取組項目の一つに、このことを掲げるよう検討しているところです。【福祉保険部長】

大綱質疑

今回の大綱質疑は、補正予算等審査特別委員会に付託する議案に対して質疑するものです。今定例会では12月14日に3名の議員が質疑しました。

その中から主な質疑と答弁をお知らせします。

今定例会の質疑者(発言順)

- ① まじま 隆 英 (日本共産党)
 - ・ 旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
 - ・ 旭川市民文化会館レストラン解体及び改修工事費について
 - ・ 建築物耐震改修促進費について
- ② 久保 あつこ (虹と緑)
 - ・ 職員等の給与の増額について
- ③ 金谷 美奈子 (無所属)
 - ・ 議案第2号平成30年度旭川市一般会計補正予算について
 - ・ 議案第10号旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
 - ・ 議案第12号旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定と人事院勧告による給与改定について
 - ・ 議案第17号旭川市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・ 議案第20号旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

①文化会館のレストラン解体

問 文化会館のレストランの解体工事が平成31年2月から始まる予定とのことですが、解体の影響と対策を聞かせてください。また、解体するレストランと新庁舎で配置予定のレストランはどのような関係があるのでしょうか。

答 レストラン解体により、食事、休憩、歓談できる場所がなくなり、利用者の利便性が低下するとともに、来館のきっかけや、集客効果の点でも影響があると考えています。このため、売店にコーヒーマーカー等の機器を設置するなどして飲み物や軽食の提供を行うとともに、エントランスにテーブルや椅子などを配置し、利用者が休憩や歓談などに利用できるようにしたいと考えています。

レストランのような利便性を高める機能は備えておくことが望ましいものであり、新庁舎の建設場所として、文化会館

のレストランを解体するため、新庁舎に整備されるレストランは、会館利用者の利便性にも寄与する目的があると考えています。このため、新庁舎建設の担当部局とも認識を共有しながら連携を図っているところです。【社会教育部長】

②特別職報酬等審議会の審議事項

問 旭川市の特別職の給料月額と議員の報酬月額は、特別職報酬等審議会の審議事項になっています。より一層の透明性と客観性を担保するため、今後は、特別職と議員の期末手当の支給月数並びに企業管理者の給料月額及び期末手当の支給月数も審議事項にするべきだと考えますが、いかがですか。

答 特別職報酬等審議会の審議事項は、昭和39年の国の事務次官通知に従って定めています。期末手当の額については、給料の額と異なり、算定の基礎となる金額があらかじめ決められており、また、人事院勧告に基づく一般職の手当の率を勘案したものです。条例を提案し、議会で議論いただくことにより、透明性及び客観性は、十分担保されると考えています。

審議会の審議対象及び審議項目等については、今後も他都市の状況等について適宜調査をし、審議会がより適切に機能を発揮できるよう努めていきたいと考えています。【副市長】

③固定資産税の不均一課税

問 中心市街地に都市機能を誘導するため、店舗等を含む新築、増築等の建物に係る固定資産税の優遇制度を創設するということがありますが、活用しやすい制度になっているのでしょうか。

答 本制度で誘導しようとする医療、福祉、商業等の機能は、恒常的なにぎわいの創出が見込まれる施設であり、市民ニーズにも沿うものだと考えています。本制度で期待する効果の一つである建物の更新は、現状では余り進んでいないことが課題でもあるため、多くの事業者に使っていただける制度となるよう配慮していきたいと考えています。また、一定のルールの下、公正で客観的に判断する仕組みづくりについても、既存の組織の活用も含め、検討していきたいと考えています。いずれにしても、事業を計画している皆様と早い段階から協議や相談を受けながら、制度を活用していただけるように努めていきたいと考えています。【地域振興部長】

補正予算等審査特別委員会

平成30年度各会計補正予算と関連議案及び単独議案の以上21件は、「補正予算等審査特別委員会」(委員15名)を設置し審査を行い、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

●主な質疑

- ・ ふるさと納税について
- ・ 市民文化会館レストラン解体及び今後の市民文化会館の整備について
- ・ 工業技術センターにおける3Dスキャナ及び3Dプリンタの導入について
- ・ 都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例について
- ・ 飼料作物等受託作業整備費及び穀類乾燥調製施設整備費について
- ・ 公用車による交通事故について
- ・ 身体障害者等に対する軽自動車税の課税免除について



第4回定例会に提出された議案とその結果

件名	結果	件名	結果
◆平成30年度旭川市一般会計補正予算について(先議分)	可決	◆旭川市生活館条例の一部を改正する条例の制定について	可決
◆平成30年度旭川市一般会計補正予算について	"	◆旭川市工業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆平成30年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について	"	◆旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆平成30年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について	"	◆旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆平成30年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について	"	◆損害賠償の額を定めることについて	"
◆平成30年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について	"	◆旭川市功労者表彰条例に基づく被表彰者の推薦について	"
◆平成30年度旭川市水道事業会計補正予算について	"	◇議決変更について	"
◆平成30年度旭川市下水道事業会計補正予算について	"	◇旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆平成30年度旭川市病院事業会計補正予算について	"	◆専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること)	報告済
◆旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について	"	◇所得税法第56条の廃止を求める意見書について	可決
◆旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"	◇2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書について	"
◆旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"	◇外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法の見直しを求める意見書について	"
◆旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"	◇日米地位協定の見直しを求める意見書について	"
◆旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"	◇認可外保育施設の無償化基準の見直しを求める意見書について	"
◆旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"	◇下水道施設の改築に係る国費支援の継続等を求める意見書について	"
◆旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	"	◇認知症施策の推進を求める意見書について	"
◆旭川市税条例の一部を改正する条例の制定について	"	◇無戸籍問題の解消を求める意見書について	"
		◇義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書について	"

※◆は市長提出議案、◇は議員又は委員会提出議案

賛否の一覧

※第4回定例会の議案等について、賛成、反対の双方があった場合のみ、掲載しています。

自民党・市民会議 (10人)										民主・市民連合 (9人)										公明党 (5人)					日本共産党 (4人)				虹と緑 (2人)		無所属 (3人)				
林	木下	あなだ	松田	上村	福居	安田	宮本	えびな	杉山	高木	品田	松家	松田	高見	白鳥	中川	笠木	塩尻	中野	高花	もんま	中村	室井	まじま	石川	の	小松	山城	久保	あずま	藤澤	金谷			
祐	雅	貴	た	ゆう	秀	佳	信	允	啓	とき	哲	ひろ	一	秀	明	か	伸	ゆ	詠	節	ゆ	安	隆	厚	繁	あ	え	あ	直	勝	美				
作	之	洋	く	じ	雄	正	幸	孝	尊	え	宏	し	典	樹	雄	お	司	き	子	子	き	雄	英	子	や	き	り	つ	人	勝	奈				
★平成30年度旭川市一般会計補正予算について(可決[賛成29、反対2、欠席1])																																			
★平成30年度旭川市水道事業会計補正予算について(可決[賛成29、反対2、欠席1])																																			
★平成30年度旭川市下水道事業会計補正予算について(可決[賛成29、反対2、欠席1])																																			
★平成30年度旭川市病院事業会計補正予算について(可決[賛成29、反対2、欠席1])																																			
★旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(可決[賛成29、反対2、欠席1])																																			
★旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(可決[賛成29、反対2、欠席1])																																			
○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について(可決[賛成20、反対11、欠席1])																																			
○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★所得税法第56条の廃止を求める意見書について(可決[賛成17、反対14、欠席1])																																			
×	×	×	×	×	×	×	欠	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書について(可決[賛成16、反対15、欠席1])																																			
×	×	×	×	×	×	×	欠	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法の見直しを求める意見書について(可決[賛成17、反対14、欠席1])																																			
×	×	×	×	×	×	×	欠	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★日米地位協定の見直しを求める意見書について(可決[賛成17、反対14、欠席1])																																			
×	×	×	×	×	×	×	欠	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★認可外保育施設の無償化基準の見直しを求める意見書について(可決[賛成16、反対15、欠席1])																																			
×	×	×	×	×	×	×	欠	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

賛成者は「○」、反対者は「×」、欠席者は「欠」としています。
 議長は採決に加わらないため、斜線としています。
 議員定数は34名ですが、議員1名欠員のため、議員の総数は33名となっています。
 宮本議員は、12月20日の本会議を欠席したため「欠」となったものです。

請願・陳情

市政について意見や要望のあるときは、どなたでも請願（議員の紹介のあるもの）や陳情（議員の紹介のないもの）を提出することができます。

平成30年第4回定例会で結果の出たもの

- 民生常任委員会付託
 - ・生活保護受給等に関することについて（陳情第26号）～不採択
- 経済文教常任委員会付託
 - ・フリースクール等民間施設に通う児童生徒への授業料補助等を求めることについて（陳情第19号）～不採択

賛否の一覧

※請願・陳情議案について、賛成、反対の双方があった場合のみ、掲載しています。

自民党・市民会議 (10人)					民主・市民連合 (9人)					公明党 (5人)					日本共産党 (4人)			虹と緑 (2人)		無所属 (3人)													
林	木下	あなた	松田	上村	福居	安田	宮本	えびな	杉山	高木	品田	松家	松田	高見	白鳥	中川	笠木	塩尻	中野	高花	もんま	中村	室井	まじま	石川	のとや	小松	山城	久保	あずま	藤澤	金谷	
祐作	雅之	貴洋	たくや	ゆうじ	秀雄	佳正	信幸	允孝	啓尊	ときえ	哲宏	ひろし	一典	秀樹	明雄	かおる	伸司	ゆき	詠子	節子	ゆき	安雄	隆英	厚子	繁	あきら	えり子	あつこ	直人	勝	美奈子		
★生活保護受給等に関することについて(陳情第26号)(不採択[賛成7、反対24、欠席1])																																	
×	×	×	×	×	×	×	欠	×	×	×	×	×	×	×	×	／	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	×	
★フリースクール等民間施設に通う児童生徒への授業料補助等を求めることについて(陳情第19号)(不採択[賛成14、反対17、欠席1])																																	
×	×	×	×	×	×	×	欠	×	×	×	×	×	×	×	×	／	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

賛成者は「○」、反対者は「×」、欠席者は「欠」としています。
議長は採決に加わらないため、斜線としています。
議員定数は34名ですが、議員1名欠員のため、議員の総数は33名となっています。
宮本議員は、12月20日の本会議を欠席したため「欠」となったものです。

■ 議会の動き ■

平成30年10月11日から12月31日までの議会の動きです。

10月		11月		12月	
23日	・総務常任委員会 ・民生常任委員会	3日	・民生常任委員会	14日	・本会議(大綱質疑)
24日	・経済文教常任委員会 ・建設公営企業常任委員会	4日	・経済文教常任委員会 ・建設公営企業常任委員会	17日	・補正予算等審査特別委員会
		5日	・議会運営委員会	18日	・補正予算等審査特別委員会
		6日	・本会議(第4回定例会開会) ・広聴広報委員会	20日	・議会運営委員会
30日	・議会運営委員会 ・旭川大学の市立化等調査特別委員会	11日	・本会議(一般質問)	21日	・本会議(第4回定例会閉会) ・広聴広報委員会
		12日	・本会議(一般質問)	25日	・経済文教常任委員会
3日	・総務常任委員会	13日	・本会議(一般質問) ・議会運営委員会	26日	・旭川大学の市立化等調査特別委員会

1年間の主な議会活動

平成30年1月から12月までの1年間の主な議会活動は、次のとおりです。

会議名	開催日数	会議時間	付議事件等	件数又は人数
本会議	29日 (会期97日)	100時間11分	審議議案等	市長提案 196件
				議会提案 59件 (うち意見書33件)
常任委員会	49日	42時間31分		
議会運営委員会	23日	8時間50分	代表質問	5人
特別委員会	62日	266時間07分	一般質問	延べ45人
広聴広報委員会	12日	8時間56分	大綱質疑	延べ15人
その他の会議	16日	4時間35分	質疑	延べ10人
合計	191日	431時間10分	請願・陳情	5件受理

常任委員会・議会運営委員会・広聴広報委員会の動き

平成30年10月11日（第3回定例会閉会日の翌日）以降の各委員会における主な活動内容や協議経過等についてお知らせします。

○総務常任委員会（委員長：上村 ゆうじ 副委員長：金谷 美奈子）

- 新庁舎建設 基本設計の見直し案を公表 -

12月開催の委員会で、庁舎建設担当部長から、これまで検討を進めてきた総合庁舎建替基本設計（案）について、1階への総合窓口の配置、市民活動スペースの縮小、整備面積の拡張などの見直し案が報告されました。3月に示された当初案では、1階に市民窓口を配置せず、会議室やイベントスペースなど市民活動支援機能を中心に配置し、2・3階に市民窓口を集約する内容でした。今回の見直しはこれまでの案を大幅に転換し、1階に市民課を含む総合窓口を配置する内容です。市民活動スペースは緑道側の一部に縮小されました。また、3階へのアクセスのために予定していたエスカレーターと同階の吹き抜け部分を中止。更に2・4階の面積を拡張して、合わせて750㎡を増床し、現在民間ビルに賃借している執務室も新庁舎等で吸収する見直しに変更されました。また、庁舎本体の整備費用は、労務単価や資材高騰の影響で当初計画時の92億円から20%増額となり、面積増を合わせ118億円（税抜）程度になる見直しとのこと。市は、本年1月末を目処に見直し案を固め、3月末までに基本設計の詳細を確定させたいとしています。当委員会として、今後も協議案件にしていく予定です。

○民生常任委員会（委員長：高花 詠子 副委員長：林 祐作）

- 民児連との意見交換会など -

10月23日の委員会で、「未交付のマイナンバーカードの取扱いについて」、「近文市民ふれあいセンターのネーミングライツの導入について」等の説明を受けました。12月3日の委員会で、陳情第26号「生活保護受給等に関することについて」を審査し、陳情の趣旨は理解できるものの、本市では利用という表現は使われていないことなどから、願意に沿い難く不採択としました。

11月28日には、民生常任委員会として初めて、旭川市民生委員・児童委員連絡協議会との意見交換会を開催させていただきました。民生委員・児童委員の担い手不足や活動費不足などの課題を伺いながら、業務内容等、今後の見直しの必要性を感じる部分もあり、とても有意義な意見交換会となりました。民生委員・児童委員の皆様の日頃の活動に心より感謝申し上げます。



▲意見交換会の様子

○経済文教常任委員会（委員長：石川 厚子 副委員長：品田 とさき）

- 旭川小学校を視察 -

12月21日、経済文教常任委員会で旭川小学校の新校舎を視察しました。

1階の一部は、多目的教室、図書室、資料室、コンピューター教室などが並び、「学ぶ・調べる・発表する」メディアセンターエリアとなっています。体育館は2階にあり、バスケットボールコートが2面取れる広々とした空間です。普通教室は基本的にオープンスペースですが、間仕切りで仕切ることもでき、少人数学習など多用途に対応できます。

また、渡り廊下で旭川中学校とつながっており、小中連携・一貫教育の今後の方向性に注目が集まりそうです。

新校舎への引っ越しは冬休み中に行われ、3学期から新校舎で学んでいる子どもたちの元気な声が聞こえています。



▲旭川小学校を視察する委員ら

○建設公営企業常任委員会（委員長：松家 哲宏 副委員長：松田 たくや）

- 工事等契約の変更に係る専決処分について -

第4回定例会において、工事等契約の変更に係る市長の専決処分事項の追加についての議案が議員から提出され、全会一致で可決しました。旭川市では、契約金額が1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約について、契約後に契約金額が変更となる場合は、改めて議会の議決が必要となっていました。議会の開催や議決を待っている間、最悪の場合は工事を中断しなければならない状況もあり得ます。そこで、工事の進捗に係る設計変更や、いわゆるインフレスライドにより契約金額の変更が生じた場合に、可能な限り円滑に工事を進めることができるよう、その変更が契約金額の10分の1以内（上限2,000万円以内）の場合は、市長が専決処分をできることに決定したものです。

本件は、平成29年に建設公営企業常任委員会が実施した（一社）旭川建設業協会との意見交換会以来の懸案であり、委員各位には、本議案成立に向け中心的な働きをいただきました。小さな一歩ではありますが、建設業に携わる皆様に喜んでいただけるものにしていきたいと考えています。

○議会運営委員会（委員長：松田 ひろし 副委員長：木下 雅之）

- 議会改革を一步進めることができました -

当委員会では第4回定例会の運営等についての協議を中心に4回の委員会を開催しました。主な協議事項は、市長及び議会から提出される議案の審議方法や一般質問と大綱質疑の取扱い、会期を12月6日から20日までの15日間とすることや各議案に対する質疑等の取りまとめなどであり、議会を円滑に運営していくために必要な事項を協議しました。

また、これまで協議を重ねてきた「議会の改善・要望事項」では、二つの事項について全会一致となり実施することを決定しました。一つ目は、常任委員会の記録を全文記録とし、その記録を市議会ホームページで公開することです。調査特別委員会及び議会運営委員会も同様とし、平成31年の議員選挙後から実施することとしました。二つ目は、政務活動費を用いて行った視察や研修参加等の報告書を、決算公開時に原則公開することです。政務活動費の報告書様式を改正した上で、平成31年度分から実施することとしました。今回の決定は、いずれも議会の情報公開に通じるものであり、議会改革を一步進めることができたと考えています。

○広聴広報委員会（委員長：高見 一典 副委員長：金谷 美奈子）

- 市民アンケート調査結果の活用に向けて検討 -

旭川市議会に関するアンケート調査が終了し、広聴広報委員会で調査結果をまとめました。調査の目的は、市民の皆様の議会への認知度、ニーズや課題等を改めて把握し、市議会がこれまで取り組んできた広聴広報活動の更なる充実化に向けて検討するための参考とすることです。

今後は、調査結果をどのように活用していくかについて、委員会で協議を進めていくこととなります。市議会に関する市民アンケートは、これまで議会運営の外部検証者から、その必要性が指摘されてきたところです。今回の調査結果を参考に、議会の広聴広報活動がより良いものになるよう努力を続けていきます。

また、12月6日の委員会では、ケーブルテレビ「ポテト」で放送していた本会議中継の試験放送を、2021年3月まで引き続き行うことに決定しました。ポテト契約者の方は是非ご視聴いただければと思います。



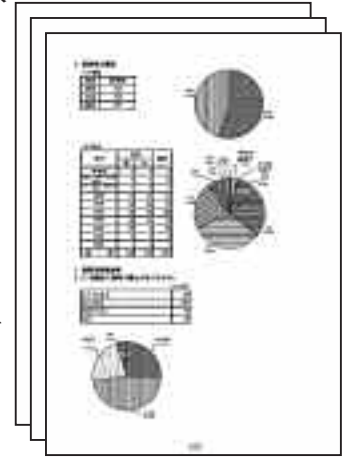
▲12月6日の広聴広報委員会



市民アンケートの結果を公表しています

昨年10月、旭川市議会に関する市民アンケート調査を実施しました。広聴広報委員会では、調査結果を活用し、広聴広報活動の充実に向けた取組の検討を進めています。調査の概要は次のとおりです。

- 1 調査目的
市民の議会への認知度、ニーズや課題等を改めて把握し、市議会がこれまで取り組んできた広聴広報活動の更なる充実化に向け、検討するための参考とする。
- 2 調査対象
中学生以上の旭川市民
- 3 調査方法
 - (1) 市政モニター調査
市政モニターに電子メールで回答依頼を行ったもの。
 - (2) インターネット調査
市議会ホームページに回答フォームを開設し、市民に市広報誌及び市フェイスブックで回答の呼びかけを行ったもの。
- 4 回答者数
337人
- 5 調査項目
市議会の会議等を傍聴したことがあるか、市議会だよりをどの程度読んでいるか、市議会議員に意見や要望を伝えたことがあるか、今後充実させた方がよいと思う取組は何か、など16項目



！調査結果は、市議会ホームページに掲載していますのでご覧ください。

◎平成30年度市民と議会の意見交換会報告書を配布しています◎

昨年8月に開催した平成30年度市民と議会の意見交換会の報告書を総合庁舎のほか、各支所、公民館、図書館等の公共施設で4月1日まで配布しています。また、市議会ホームページにも掲載していますので、是非ご覧ください。



議会を傍聴しませんか・インターネットでもご覧になれます

本会議や委員会は、傍聴人名簿に氏名を記入するだけで、どなたでも傍聴できます

- 問合せ先
 - ・会議日程及び委員会の傍聴：議会事務局議事調査課（電話25-6318）
 - ・本会議の傍聴：議会事務局議会総務課（電話25-6380）
- 本会議では、補聴装置(10台)、手話通訳及び要約筆記をご利用になれます。
 - ・補聴装置は、傍聴受付の際にお申出ください。
 - ・手話通訳は、傍聴予定日の3日前までに議会事務局議会総務課（電話25-6380・FAX24-7810）又は一般社団法人旭川ろうあ協会（電話45-0757・FAX45-0760）へお申込みください。
 - ・要約筆記は、傍聴予定日の1週間前までに議会事務局議会総務課（電話25-6380・FAX24-7810）へお申込みください。

第4回定例会の
傍聴者数

40名

- 旭川市議会ホームページアドレス <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/council/index.html>
- ・議会中継をご覧になるには、「市議会を見る・聞く」に続いて「会議録、議会中継」を選択してください。



旭川市議会 検索

